

## 杉並ふれジョブの会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、杉並ふれジョブの会と称し、事務局を代表が指定した場所に置く。

(目的)

第2条 本会は、地域における障害等支援の必要な学齢期の児童生徒に対して、インクルージョン推進に関する事業（ふれジョブ）を行い、支援の必要な児童生徒の成長を促すことに寄与するとともに、共生社会の担い手、ないしはその育成にかかわる地域の人材を増やすことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 学習会や講演会、定例会の開催
- (2) ふれジョブ試行と実施に向けた準備活動
- (3) ふれジョブに参加するジョブサポーターの募集
- (4) ふれジョブに参加する受入れ事業所の開拓
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する、杉並区在住・在勤・在学等の者、あるいはふれジョブの活動に参加したい者とする。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 必要に応じて若干名置くことができる
- (3) 幹事 必要に応じて若干名置くことができる
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 本会の役員を選出は会員の互選による。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 代表は、会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は、幹事会を組織し、会務を審議運営する。
- (4) 監事は、会の事業及び会計を監査する。

(事務局)

第9条 本会の庶務を処理するために、事務局長を置く。

- 2 事務局長は代表が指名する。
- 3 事務局長は代表の指示を受け、本会の庶務を処理する。

(会議)

第10条 本会の会議は次の通りとし、代表が招集する。

- (1) 学習会  
ふれジョブ実施に関する学習や研修、情報交換等を行う。
- (2) 定例会  
ふれジョブに参加している本人、保護者、ジョブサポーター、受入事業所、学校(担任等)、その他活動に関心のある者等が参加し、活動の様子について情報交換等を行う。
- (3) 幹事会は、必要に応じて開催する。

(会費)

第11条 本会の運営を継続的なものにしていくため、会員からは会費を徴収する。

- 2 会費は月ごとの定額とし、1年分前納を原則とする。
- 3 会費の額は月額200円とするが、年度の改まりの時期には必要に応じて変更することができる。  
額の変更は、役員会・事務局会から提案する。
- 4 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

(付則1) この会則の第1条から第10条までは、平成25年1月19日より施行する

(付則2) 第11条については、平成25年4月20日より施行する